

令和 2年度一般会計 歳出 第 9 款 2 項 1 目 12 節 (01) 委託料

受付番号	種目番号 -	連絡先	委託担当 業務課	運営係	担当者名 高橋 電 話 671-3815
------	-----------	-----	-------------	-----	----------------------------

設 計 書

1 委 託 名 フロンガス含有粗大ごみ(除湿機など)のフロン類回収破壊業務委託

2 履 行 場 所 神明台処分地内倉庫(泉区池の谷3949-1)、旧栄工場内ヤード(栄区上郷町1570-1)

3 履行期間
又は期限 期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 期限4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要 要 (月 日 時 分 場 所)

7 委 託 概 要 粗大ごみとして収集した除湿機等のうち、フロン類を使用している製品に

について、フロン類の回収・破壊処理を委託により行います。

なお、フロン類を抜いた後の粗大ごみは、本市において処分します。

8 部 分 払

する (12回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 價	金 額
冷媒フロン回収セットアップ費	4月～翌年3月	(1090)	個		()
冷媒フロン回収費	4月～翌年3月	(90)	kg		()
冷媒フロン無害化処理費	4月～翌年3月	(90)	kg		()
フロン回収機等機材費用一式	4月～翌年3月	1	式		
出張費	4月～翌年3月	(10)	回		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳業務価格

¥ ()

消費税相当額

¥ ()

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘要
フロンガス含有粗大ごみ(除湿機など)のフロン類回収破壊業務委託						
冷媒フロン回収 セットアップ費		(1090)	個		()	
冷媒フロン回収費		(90)	kg		()	
冷媒フロン無害化 処理費		(90)	kg		()	
フロン回収機等 機材費用一式		1	式			
出張費		(10)	回		()	
小 計					()	
消費税及び地方消費 税相当額					()	
合 計					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

フロンガス含有粗大ごみ（除湿機など）のフロン類回収破壊業務委託仕様書

1 業務内容

粗大ごみとして回収した除湿機等のうち、フロンガスが使用されている製品について、適正に処理を行うため、フロンガスの回収及び破壊を行う。

- (1) 保管されている除湿機等の粗大ごみを確認し、フロン類が使用されているものについて、フロン回収破壊法に準じて、回収及び破壊を行う。
なお、回収及び破壊を行うフロン類は複数（R12、R22、HFC134a など）想定されるため、確認作業の上、それぞれ適切に処理を行う。
- (2) フロン類回収後の除湿機等の粗大ごみは、本市において処分するため、再組み立ては必要としない。
なお、回収セットアップ時に生じた部品は、本市の用意する箱等に入れておくこと。
- (3) 上記処理後、行程管理票に準じた書類を提出すること。
- (4) 上記処理後、フロンガス破壊処理証明書を提出すること。

2 業務着手

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 現場責任者等選定通知書
(2) 工程表
(3) 委託業務着手届

3 実施方法

(1) 履行場所

次の保管場所のどちらかで作業を行う。

ア 横浜市泉区池の谷3949-1 資源循環局神明台処分地 保管倉庫内
イ 横浜市栄区上郷町1570-1 資源循環局旧栄工場 ヤード内

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 作業日程

土・日曜日を除く1週間前後の作業期間で実施する。

実施にあたっては、資源循環局業務課の指示する概算個数を基に作業日程を調整するものとする。

(4) その他

フロンガス含有粗大ごみの蓄積状況が保管場所により異なるため、作業の実施に当たっては、業務課の指示に従うこと。なお、保管場所には電力を取るコンセントがないため、作業に必要な電源（発電機など）を確保すること。

4 報告等

毎回の業務終了後、次の書類を提出すること。なお、フロンガス破壊処理証明書の提出をもって作業を終了とする。

- ・行程管理票に準じた書類
- ・フロンガス破壊処理証明書

このほか、本市は受託業務の履行に関して、必要な報告を求めることができる。この場合、本市の指示に従い、速やかに回答すること。

5 検査

受託者は完了検査を受ける場合は上記報告書を提出し、現場責任者が立会いの上、検査を受けなければならない。

6 委託料の支払い

本市職員が指示した一連の作業が終了し、本市職員の検査が完了し、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

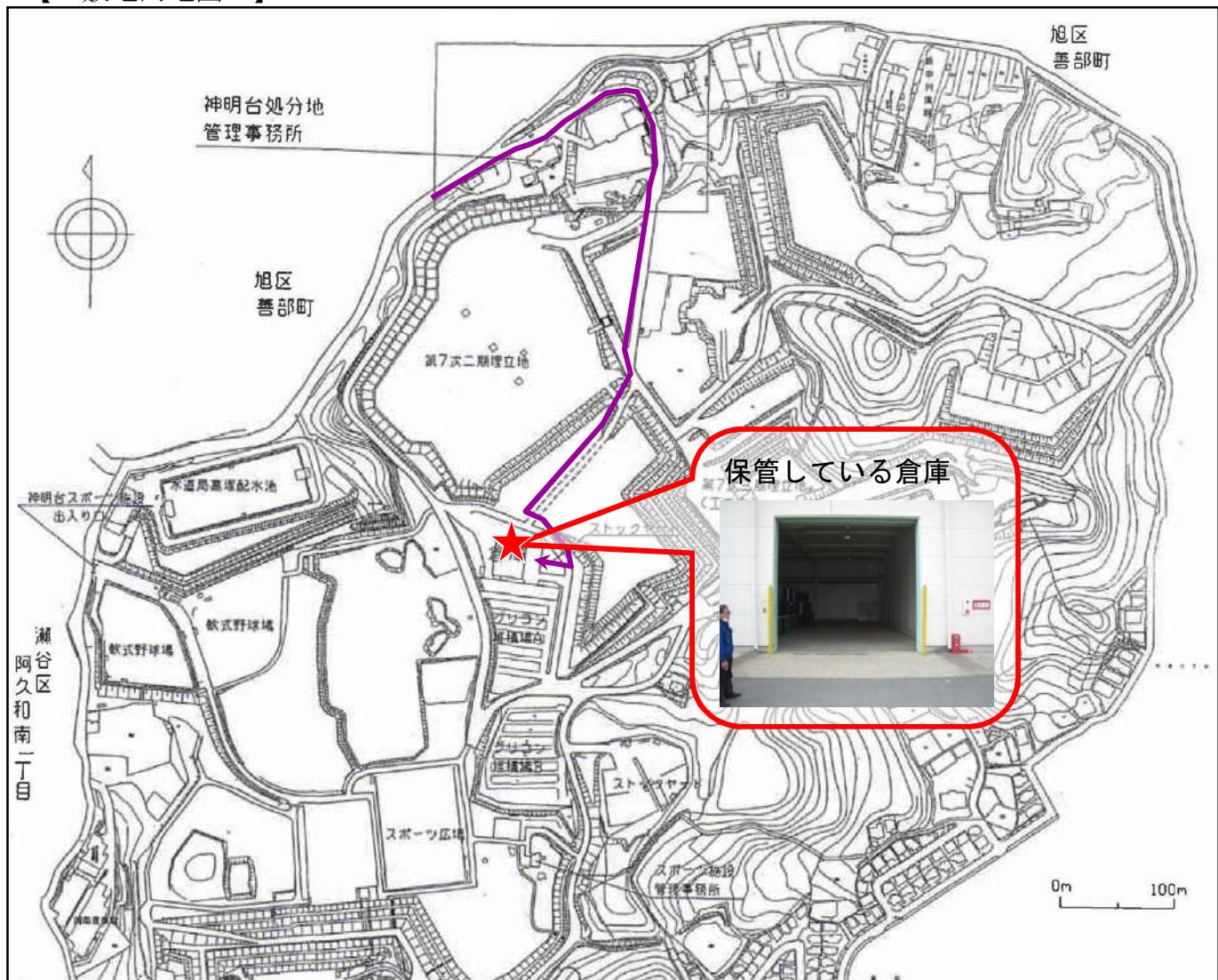
7 その他

この仕様に定めのない事項及びこの委託に疑義が生じたときは、本市と受託者とが協議して決定する。

この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。

神明台処分地（横浜市泉区池の谷3949-1）

【 敷地内地区図 】

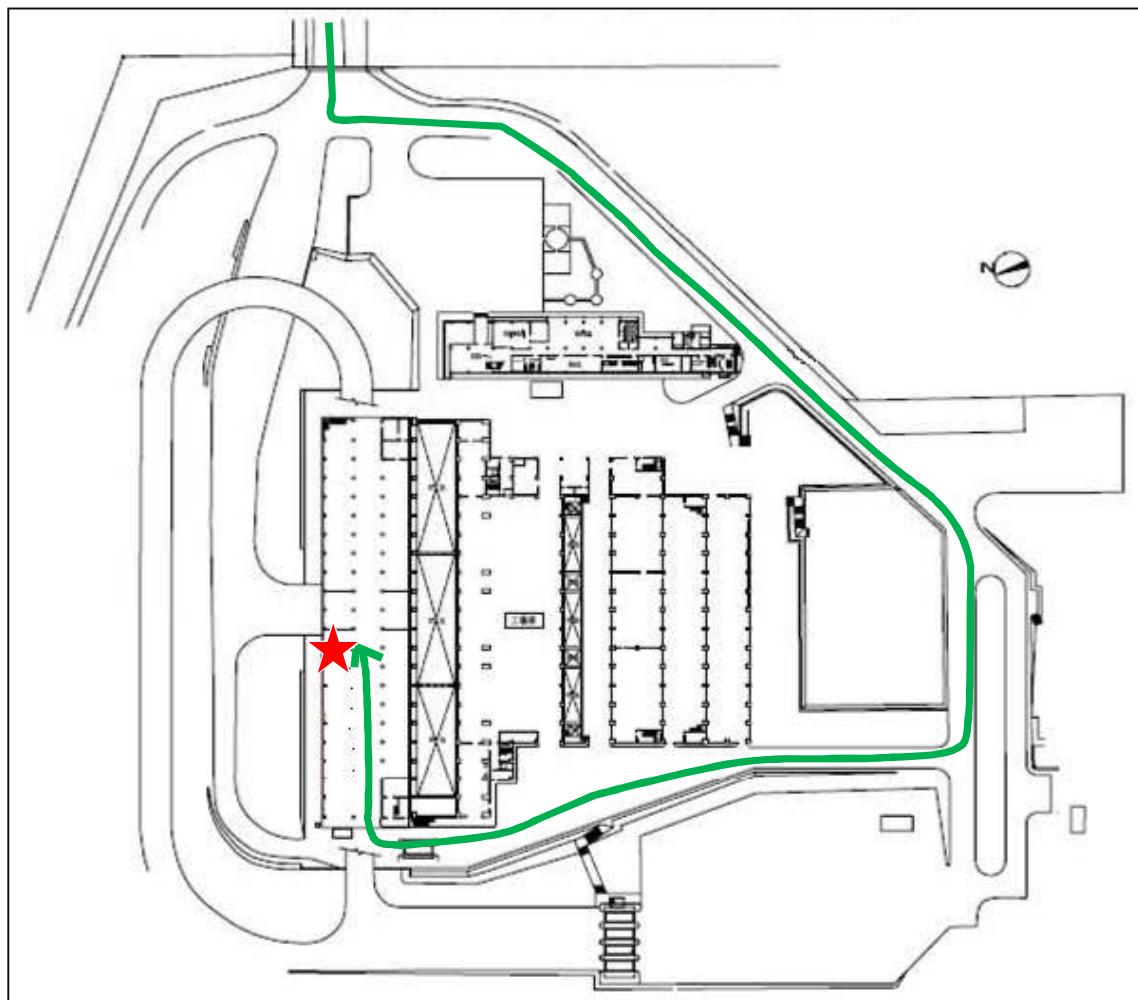


【 保管場所 】



旧栄工場（横浜市栄区上郷町1570-1）

【 敷地内地図 】



【 保管場所 】

